独立行政法人農林漁業信用基金が農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する業務（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する業務を含む。以下同じ。）に係る政府出資等に係る不要財産（通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から信用基金が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち農林水産大臣及び財務大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　信用基金が法第十二条第一項に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○財務省・農林水産省告示第三十一号

独立行政法人農林漁業信用基金が、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受けたときに、同条第三項の規定に基づき農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る民間等出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人農林漁業信用基金が農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準

（払戻算定対象額）

第一条　この基準において「払戻算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の三第三項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する業務（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する業務を含む。以下同じ。）に係る民間等出資に係る不要財産（通則法第四十六条の三第一項に規定する民間等出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の譲渡の日における帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）から信用基金が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち農林水産大臣及び財務大臣が定める額を控除した額をいう。

（算定基準）

第二条　信用基金が、通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、法第十二条第一項に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、通則法第四十六条の三第三項の規定に基づき農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に、当該請求を行った出資者からの当該財産に係る出資額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○財務省・農林水産省告示第三十二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて、基礎的研究業務（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「研究機構法」という。）第十四条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務をいう。以下同じ。）及び民間研究促進業務（研究機構法第十四条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務をいう。以下同じ。）に係る政府出資等に係る不要財産（通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から研究機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち農林水産大臣及び財務大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

本則の規定は、研究機構の行う独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）附則第十三条第四項に規定する特例業務について準用する。

○財務省・農林水産省告示第三十三号

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受けたときに、同条第三項の規定に基づき基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る民間等出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準

（払戻算定対象額）

第一条　この基準において「払戻算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の三第三項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「研究機構法」という。）第十四条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務をいう。以下同じ。）及び民間研究促進業務（研究機構法第十四条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務をいう。以下同じ。）に係る民間等出資に係る不要財産（通則法第四十六条の三第一項に規定する民間等出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の譲渡の日における帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）から研究機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち農林水産大臣及び財務大臣が定める額を控除した額をいう。

（算定基準）

第二条　研究機構が、通則法第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受け、法第十四条第一項に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに、通則法第四十六条の三第三項の規定に基づき農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額は、払戻算定対象額に、当該請求を行った出資者からの当該財産に係る出資額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○財務省・農林水産省告示第三十四号

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の三第二項の規定に基づく請求を受けたときに、同条第三項の規定に基づき基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る民間等出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準

（払戻算定対象額）

第一条　この基準において「払戻算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の三第三項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「研究機構法」という。）第十四条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務をいう。以下同じ。）及び民間研究促進業務（研究機構法第十四条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務をいう。以下同じ。）に係る民間等出資に係る不要財産（通則法第四十六条の三第一項に規定する民間等出資に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の譲渡の日における帳簿価額のいずれか低い額を超える額がある場合には、その額を除く。）から研究機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち農林水産大臣及び財務大臣が定める額を控除した額をいう。